茨木市成人用肺炎球菌ワクチン予防接種事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項に基づき実施する予防接種で、B類疾病に係るもののうち、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種 (以下「成人用肺炎球菌ワクチン予防接種」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2 成人用肺炎球菌予防接種の対象者は、成人用肺炎球菌予防接種を受ける日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者及び本市に居住する者で市長が特に必要と認めるもののうち、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第3条第1項の表肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の項の下欄に掲げる者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する成人用肺炎球菌予防接種の対象者が長期にわたる療養を必要とする疾病にかかったことその他の特別の事情があることにより当該対象者であった間に成人用肺炎球菌予防接種を受けることができなかったと認められるときは、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間においては、当該対象者であった者を成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種 を受けたことがある者は、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の対象者としない。 (実施方法)
- 第3 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種の実施方法は、市長の要望に応じて成人用肺炎球菌予防接種の実施に協力することを承諾した医師により行う個別接種とし、回数は、対象者1人につき、1回とする。

(実費の徴収)

- 第4 市長は、成人用肺炎球菌予防接種を行った場合は、予防接種法第28条の規定により、当該成人用肺炎球菌予防接種を受けた者から実費徴収金として2,000円を徴収する。ただし、次に掲げる者については、当該実費徴収金を徴収しないものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受

けている者

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。